

平成 19 年度 NGO 専門調査員制度 調査・研究報告書

「児童労働撲滅を支援する国際協力事業案作成のための調査」

特定非営利活動法人 A C E

成田由香子

目次

1. 受入団体概要	3
2. 調査・研究活動内容	3
2-1. 実施期間	3
2-2. 活動目的及び背景	3
2-3. 調査・研究内容と結果	4
2-4. 分析および提言（今後の課題と対処方法）	12

添付資料

- I. 国別児童労働情報
- II. ACE国際協力事業ガイドライン

1. 受入団体概要

ACE は、1997 年に設立された「子どもが笑顔でいられる社会」の実現を目指して活動する国際協力 NGO である。児童労働の問題について市民、企業、政府に対して「知らせる」「つなげる」「働きかける」「機会を提供する」ミッションを、下記 4 事業を通じて行っている。

- 1) 啓発事業：講師派遣、教材開発・貸し出し、チャリティフットサル大会の開催、その他イベント等の開催・参加などを行っている。
- 2) 政策提言事業：G8NGO フォーラムを通じた政府への提言書の作成、CSR を通じた企業への児童労働予防の働きかけなどを行っている。
- 3) ネットワーク構築事業：児童労働ネットワーク事務局運営、児童労働撲滅キャンペーン、NGO-労働組合国際協働フォーラム、「世界の子どもの教育をキャンペーン」による市民参加への呼びかけなどを行っている。
- 4) 国際協力事業：インドのラジャスタン州ジャイプル県で児童労働を予防する「子どもにやさしい村」プロジェクトをインド NGO と連携して実施している。

ACE は 2006 年度に作成した ACE アドボカシー戦略（アドボカシー活動における 3 ヶ年戦略）に基づき、啓発、提言、ネットワークの国内を中心としたアドボカシー活動を戦略的に実施し、かつ海外での国際協力事業を有機的に連動させることにより、具体的な児童労働の改善を効率的に実現していくことをめざしている。

ウェブサイト：www.acejapan.org

2. 調査・研究活動内容

2-1. 実施期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、うち海外調査は、2007 年 8 月 29 日から 9 月 9 日にインドにて実施した。

2-2. 活動目的及び背景

1) 児童労働の現状及び取り組みに関する情報収集

日本国内にも途上国の児童労働や人身売買に取り組む団体はあるが、各団体がプロジェクトを持つ地域的な情報が散発的に発信されることにとどまり、網羅的・国別の児童労働情報を一覧できる入手可能な日本語のデータがほとんど公表されていない。ACE では 2006 年に ILO のグローバルレポート等で発表された世界的なトレンド（平成 18 年度の NGO 専門調査員の報告を参照）について、ワーキングペーパーの発行を通じて情報共有をしていたが、各国の児童労働の分野、人数等に関する情報については各国際機関等のレポートに散逸しているデータを拾うことしかできなかった。

今後児童労働問題に取り組もうとする団体、企業へ、その国の児童労働の状況が一覧できる資料を情報提供できるような形で情報を整え発信する必要性をふまえ、本調査研究の一環として専門調査員が児童労働に関する現状や取り組みに関する情報収集を行い、ACE

の事業、特に国際協力事業に活用できるよう情報基盤を整備する。さらに、ここで得た特定国の児童労働の現状及び取り組みに関する、基礎情報を情報基盤として整備し、公開・情報発信する。

2) 児童労働撲滅に関わる国際協力スキームの調査

2007 年度の理事会で、今後国際協力事業を強化することが確認された。児童労働者に対する直接的支援が世界的に見てもまだ十分でない背景を鑑み、ACE としてもアドボカシー活動のみならず国際協力によって支援を強化し、より多くの子どもの現状を改善するのが狙いである。

そのための方法としては、ACE が実施主体となる場合、パートナー団体を選定して助成金のような形で資金提供を行う場合が考えられ、当初後者を拡大していく方針で検討に入った。後者のモデルとして、2006 年に ACE 代表がフェローシップを行った、米国の NGO、ウィンロック・インターナショナル（以下ウィンロック）を参考することにした。ウィンロックは米国労働省からの資金を受けて 90 以上の途上国 NGO のプロジェクトを支援した実績を持つ。ウィンロックを含め、国内外の既存の国際協力スキームの事例を調査・分析し、同時に ACE が現在行っている国際協力事業の方針や実施体制について見直す必要があった。そのため、専門調査員が、既存スキームの調査・分析や組織内での話し合い等を行いながら、国際協力事業の実施体制の強化と拡充に向けた新たな事業の具体案を作成することとなった。

3) ACE によるインド支援事業「子どもにやさしい村」プロジェクトの監理

ACE はインドで児童労働撲滅を支援する事業「子どもにやさしい村」プロジェクトを 2003 年から行ってきた。しかし、同事業を主担当とするスタッフを配置できず、事業の実施監理及び国内での広報・報告等業務が必要最低限にとどまり、団体が目指すレベルまで達していない状況があった。そのため、専門調査員が、国際協力事業の実施体制・システムを整備し、同時に、監理業務を通じて事業のモニタリング、評価、支援方法等の課題をふまえ、新たな国際協力事業案作成の考察へ活用することとなった。

2-3. 調査・研究内容と結果

1) 児童労働の現状及び取り組みに関する情報収集

①調査方法と内容

●国別情報

ウェブサイト調査（国際労働機関（ILO）、世銀、ユニセフ、Education for All (EFA)、グローバルマーチ、外務省、JETRO 等）や文献調査（ILO グローバルレポート、世銀世界開発指標 WDI、ユニセフ子ども白書、米国労働省による最悪の形態の児童労働調査報告書、EFA グローバルモニタリングレポート等）により、特定国の児童労働の状況を知るために参考となる指標をまとめた。指標は以下表の通り。対象国は、インド、インドネシア、エチオピア、ガーナ、コートジボアール・ナイジェリア・バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、リベリアの計 10 カ国であり、ACE の事業に関わりのある国、人口が多い国を

優先的に調査した。この調査により、どの情報源から児童労働を知る指標を得られるか整理することができた。今後その他の国のデータもアップデートし、かつその活用方法についても検討していく。

表 1 国別児童労働情報 項目内用

番号	項目	データ(出所)
1	18歳未満人口と全人口の割合(%)	/ (ユニセフウェブサイト)
2	成人識字率(15歳以上) (全体/男性/女性 (%))	/ / (EFA グローバルモニタリングレポート)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	/ / (ユニセフウェブサイト) (米国労働省による最悪の形態の児童労働レポートにその他の調査データがあれば明記)
4	児童労働の状況	(米国労働省による最悪の形態の児童労働レポート)
5	義務教育システム： 義務教育対象年齢/無償教育の有無	/ (EFA グローバルモニタリングレポート)
6	政府による教育費の対 GDP 比率	(世銀による世界開発指標：WDI)
7	幼児教育(就学前教育)の普及度： (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	/ / (EFA グローバルモニタリングレポート)
8	初等教育の総就学率 (全体/男性/女性 (%))	/ / (EFA グローバルモニタリングレポート)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	(EFA グローバルモニタリングレポート)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	(ユニセフウェブサイト)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	(世銀による世界開発指標：WDI)
12	主要援助国	1. 2. 3. 4. 5. (外務省ウェブサイト)
13	FTI ¹ 対象国か否か	(FTI ウェブサイト)
14	PRSP ² に児童労働は明記されているか	(FTI ウェブサイト)
15	IPEC ³ のプログラムはあるか、覚書きに調印したか	/ (ILO 駐日事務所ウェブサイト)
16	ILOが提唱する期限付きプログラム(TBP) ⁴ を作っているか	(ILO 駐日事務所ウェブサイト)
17	主な産業 (%)	/ (外務省ウェブサイト)
18	日本への輸出製品と輸出額	/ (JETRO ウェブサイト、外務省ウェブサイト)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	(ILO 駐日事務所ウェブサイト)
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	(ILO 駐日事務所ウェブサイト)

¹ FTI とは、2015 年までの初等教育完全普及を進展させるための途上国とドナー間のグローバルなパートナーシップ

² 貧困削減戦略文書 / Poverty Reduction Strategy Paper (PRSP)。世界銀行による貧困削減に焦点を当てたその国の重点開発課題とその対策を包括的に述べた、3 年間の経済・社会開発計画」

³ 児童労働撤廃国際計画 (IPEC)

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/ilo/ipecc/01.htm>

⁴ 最悪の形態の児童労働撤廃に向けた期限付きプログラム。

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/ilo/ipecc/03.htm>

●その他の情報

海外ニュース等を通じて報道される児童労働情報を適宜収集した。

② 調査内容の情報発信

●10 カ国の「国別児童労働情報」（添付資料Ⅰ．を参照）を PDF にまとめ、ACE のウェブサイトに掲載した。

（掲載サイトは <http://acejapan.org/modules/countries/content001.html>）

●児童労働および ACE がプロジェクトを行っているインドの児童労働に関するニュース、特にコットン産業における児童労働の情報収集を行い、メールマガジンや団体ホームページで情報発信した。

●国内外の児童労働に関する報道については翻訳し、ACE が毎月 2 回発行しているメールマガジン（購読者数は約 2500 人）及び団体ホームページに掲載した。

2) 児童労働撲滅に関わる国際協カスキームの調査

本調査研究における新たな国際協カ事業案は、他団体への助成プログラムを想定していたが、国際協カスキームの事例調査や組織内での議論を重ね、現在団体に最も求められている基盤強化のための調査内容としては、国際協カ事業のガイドラインの作成であることが確認された。そのため、児童労働撲滅に関わる国際協カスキーム調査としては、児童労働に関する新たな助成プログラムを調査し提案するという最終成果を、国際協カ事業ガイドラインの作成、またインドのコットン産業での新規プロジェクト立案調査に置き換えて調査に取り組むことになった。これを受け、以下の内容を調査した。

①既存の国際協カスキームの事例の調査・分析

国内外の既存の国際協カスキームの事例を調査・分析するため、国際協カ事業に関連するプログラムの文献調査（主にウィンロック、草の根無償資金協カ、庭野平和財団による関連資料）および国際協カ事業を行っている団体訪問（地球の友と歩む会、庭野平和財団、チャイルド・ファンド・ジャパン）による聞き取り、また人道支援におけるプロテクション研究会への出席（4 回）を通じて情報収集を行った。この調査により ACE の国際協カ事業の実施改善に参考となる主な事項は以下の通り。

●事業の立案方法

- ✓ 事業の立案作業が最も重要であり、事業立案は十分に検討して行う。その理由は主に、1) 対外的な信頼性、2) 事業の効率性 3) 自立発展性の確保である。1) については、寄付者へのアカウンタビリティを確保のため、立案時の事業計画が不十分で中断する等のトラブルを未然に防ぐため、2) については期待する成果等の明文化と実施者及び支援者間での共有により、事業そのものの実施効率のみならず、モニタリング・評価・報告等の業務も効率的に行えるため、3) については立案時点で自立発展性を考慮に入れ計画を

策定することで、事業終了後も支援対象地でプロジェクトの効果を維持できるため、である。

- ✓ 事業の活動と予算配分の関連性・適合性の確認が重要である。あげられた予算項目が活動計画のどの部分に充当されているかの関連性がプロポーザル時点で必ずしも明確に明記されていない場合がある。
- ✓ 立案の方法には、1) 固定したパートナー団体からの事業提案を受ける、2) 実施する事業のテーマを設定し、実施能力のあるパートナー団体を探して共同で立案する、3) パートナー団体や事業テーマをあらかじめ設定せず、ある程度の範囲の事業分野の中で公募する等さまざまである。団体が望む事業内容、パートナー団体との関係性、他団体とのネットワークの幅広さ、組織全体としての事業実施戦略等によって、その都度立案方法を変えることも可能である。

●事業の審査方法

- ✓ 審査の方法は、1) 団体のみで行う、2) パートナー団体と協議しながら団体が審査する、3) 対象国で活動実績のある団体の中から審査アドバイザーとなる役員を置き、その推薦を受ける等さまざまである。団体のネットワークを広く持ち、特に対象国・地域にいる第3者からのアドバイスを受けることができれば、団体による判断やパートナー団体の意見のみに偏らず、より公平な審査を行うことができる。
- ✓ プロポーザルの書類審査と合わせて、現地訪問による確認が必要である。現地訪問を行うことによって、書類の記述と実際の現場とのギャップの検出や、書類での不明点等を確認することができる。

●モニタリング方法

- ✓ モニタリングの方法は、主に1) 駐在員が配置され、パートナー団体の現地スタッフとともに事業監理を行い、主に駐在員が日本へモニタリング報告を行う、2) 駐在員を配置しておらず、団体スタッフが定期的にモニタリングのための現地訪問を行う、の2つある。駐在員の配置は、コストがかかるため団体の経済状況によって配置できるか異なることや、事業の実施形態によっては配置が必ずしも必要でない判断する場合もある。駐在員が配置されていない場合は、現地訪問のための十分な時間を確保し、時期や確認事項を計画しておくこと、また現地訪問に必要な予算の確保も必要なため、可能な限り効率的にモニタリングを実施できるよう計画することが重要である。

●自立発展性を図る方法

- ✓ 事業効果を維持し、自立発展性を高めていくために、事業実施期間は少なくとも3～5年間に設定していることが多い。しかし重要なのは、事業でどのような効果維持を期待するか、またその判断基準を明確にし、定期的に評価することであり、それによって実施期間は異なる。
- ✓ また、自立発展性を図るため、事業の延期や、事業終了後にフォローアップ

を行う方法などがある。事業の実施基盤を再度整備し直すために、JICA 草の根技術協力等の助成金スキームを活用して、日本からプロジェクト担当者を配置し、フォローアップを行う方法もある。

●パートナー団体と文書による実施監理方法の共有

- ✓ 事業の実施、モニタリング、活動や会計の報告、評価などの方法やその役割分担について、団体とパートナー団体の両者が、事前に文書で確認し合意することが重要である。実施監理方法の明文化やその共有について、必要性を認識しつつもまだできていない場合が多い。文書を共有することで、事業の実施中に問題が生じた際や実施方法に混乱が生じた際などに、文書に立ち返って確認することができる。またパートナー団体との信頼関係の維持にもつながる。

②国際協力事業の基盤強化のための事業ガイドラインの作成

●国際協力事業強化ミーティングの開催

国際協力事業の基盤強化を目的とした国際協力事業強化ミーティングをアドバイザー1名を加え4名で5回行った。このミーティングでは「ACE国際協力事業ガイドライン」(添付資料Ⅱ、を参照)(以下、事業ガイドラインと略す)の作成、国際協力事業の実施体制の見直し、今後の方針等について検討した。

●事業ガイドラインの作成

作成した事業ガイドラインには、国際協力事業の重点分野、支援対象事業の選択基準、事業の実施、モニタリング、評価、フォローアップにおける業務の手順や留意点等について明記した。同時に現地パートナー団体と交わす契約書や、プロポーザル、事業報告書の雛形なども整備した。事業ガイドラインは今後国際協力事業を行う際に活用し、またより実用的なものとなるよう見直しを図る。

●実施体制の見直し

実施体制の見直しとしては、ACEが国際協力事業として行っているインドの「子どもにやさしい村」プロジェクトについて、パートナー団体との協議を行いながら、実施管理の改善を図り、得た教訓を事業ガイドラインへ反映させた。(詳細は、2-3.の3)を参照)

③インドのコットン産業における児童労働に取り組む新規プロジェクト立案調査

今後の国際協力事業の重点分野について議論した結果、国内のアドボカシー活動との連動を想定し、農業の児童労働に重点を置き、インドのコットン産業と西アフリカのカカオ産業について、将来的な現地プロジェクトの実施を見据えて情報収集を行っていくことを決定した。その決定を受け、本調査研究での目的は、インドのコットン生産地における児童労働の現状・取り組みの情報収集、及びACE国際協力事業の新規プロジェクトとして立案・実施の可能性の検討とした。

これにより、専門調査員は2007年9月5-9日、インドのコットン産業における児

童労働の現地調査を行い、コットン生産地における児童労働撲滅に取り組んでいる団体訪問（国家子ども権利保護委員会、M V Foundation：以下、MVF と略す）による聞き取り、コットン生産地の訪問（インド・アンドラプラデシュ州クルヌール県）による働く子ども、雇用主、住民グループからの聞き取り、団体スタッフとの協議等を行った。また国内において団体訪問（アジア経済研究所、日本オーガニックコットン協会、国際労働財団及び労働科学研究所（共同で実施））による聞き取り、ウェブサイト等からの情報収集を行った。現地調査および国内での調査で得た主な調査結果は以下の通り。

●児童労働の状況

- ✓ インドのコットン生産量の約 65%を占めるアンドラ・プラデシュ (AP) 州では、人工授粉の必要なハイブリッド綿の栽培が多く、繁忙期の授粉やコットン摘みの作業に多くの女子が従事している。繁忙期には、多くの労働力が必要となり、付近の地域から職を求める移住労働者が子どもとともにやってくる。その際にブローカーによる人身売買も急増しており、子ども虐待などの問題も起きている。またコットン畑に散布する農薬による子どもへの健康被害も深刻となっている。

●児童労働が使われる主な原因

- ✓ 雇用者にとっては、労働力不足を補いおとなよりも安い労働力を確保する、雇用者の監視のもとで女子は勤勉に仕事をする等であり、また供給側としては、働く子どもの多くが債務労働者で親の借金を返すために働く、親の（特に女子の）教育の重要性に関する意識が低い等である。

●児童労働をなくすための主な取り組み

- ✓ コットン生産地では、MVF が中心になり、地域の学生組織、教員組合、労働組合、農業生産者協同組合、子ども権利保護に取り組む住民グループとともに児童労働撤廃行動委員会を結成した。親、住民、労働者に対する啓発、仲介業者、雇用者、政府への働きかけ、労働監査体制のチェック、児童労働者が見つかった場合に雇用者や政府機関へ法的な申し立てなどを行っている。また MVF は、児童労働者や人身売買被害者などの女子を受け入れる寄宿生教育施設を運営し、正規の学校へ通わせるなどしてリハビリ支援を行っている。
- ✓ さらに MVF は、州政府に対して、子どもの無償義務教育を保障し、児童労働をなくす取り組みを行うよう働きかけている。
- ✓ 一方、児童労働を使用したコットン種子を買い付けている多国籍企業とも交渉を行っており、企業は問題を認識していながらも児童労働をなくす取り組みが十分行われていないことが問題となっている。

●新規プロジェクトの立案可能性

- ✓ コットン生産地における児童労働は依然多く、その問題は深刻であること、問題解決のための取り組みが必要であることを確認した。今後は、現地団体 MVF と協議しながら、国内での専門家やネットワーク団体からの幅広い情報収

集、再度現地調査などを行って、新規事業の具体案を検討することとなった。

- ✓ また農薬による健康被害の問題に焦点をあて、児童労働をなくし、環境にも労働者にも良いオーガニックコットン生産の導入ができるか調査する。

●インド全体としての取り組み

- ✓ インドのコットン生産地における児童労働は、調査を行ったアンドラ・プラデシュ州だけでなく他の生産地域にもあり、インド全体においても問題視され政府の対応が求められている。最近では、国家子ども権利保護委員会が中心となり、農薬による児童労働者への健康被害について調査し、問題提起するなどして、農業におけるすべての形態の児童労働を撤廃するよう中央政府に働きかけている。

3) ACE によるインド支援事業「子どもにやさしい村」プロジェクトの監理

ACE は現在、国際協力事業の一環として、現地 NGO、BBA（ヒンディ語で「子ども時代を救え運動」、以下 BBA と略す）を実施団体として、「子どもにやさしい村」プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、村から児童労働をなくし、子どもたちが継続的に学校に通えるよう支援する事業である。子ども村会議や女性・青年グループの組織化、教育や児童労働に関する意識啓発、村人のトレーニング、村の自治組織や教育局への働きかけ等の活動を通して、子どもの声を聞きながら、教育などの村の問題に住民自らが取り組む村づくりをサポートしている。

本調査研究では、日本国内でのプロジェクト実施監理や支援者対応等の業務に加え、現地調査等による実施方法の見直しと、得た教訓を国際協力事業ガイドラインに取り入れた。この過程で、現地調査によるプロジェクト地の訪問、現地団体 BBA との協議、組織内ミーティングでの議論を重ねながら、プロジェクトの成果や課題について整理し、今後の管理運営体制の強化に取り組んだ。

①「子どもにやさしい村」プロジェクトの現地調査

●調査目的

現在実施中および実施済みのプロジェクトを振り返り、成果や今後の課題、フォローアップの必要性等について調査するとともに、事業の監理運営上の教訓を得る。また次期プロジェクトの現地ニーズ、実施の妥当性等について検討する。

●調査方法

プロジェクト地を訪問し、子ども村議会、教員、女性・青年グループ等の住民からの聞き取りを行い、子どもの教育・就業の状況、プロジェクトを実施してからの村の変化、住民の活動内容、今後の課題等を確認する。また、在デリーのプロジェクト実施団体 BBA 事務所を訪問し、スタッフとプロジェクトの今後の実施方法等について協議する。調査の内容及び結果については以下の通り。

●2007 年度プロジェクトのモニタリング調査

2006 年 11 月より開始した、ラジャスタン州バマンバス村とクンダラヤ村の 2 つの

村でのプロジェクト（2007 年 12 月に終了）について、2007 年 9 月 3 日に現地調査を行った。

プロジェクトの成果として、これまでカーペット織り、家事、家畜の世話、畑作業などの仕事のために小学校に未就学だったバマンバス村の子ども 36 名、クンダラヤ村の子ども 37 名が学校に通うようになった。その他、学校施設の増設や、教員の配属、通学路の整備など村の教育環境の改善が見られ、子ども村議会の意見が村全体の問題としてとらえられ、取り組まれていることがわかった。

また住民の子ども権利や教育に関する意識が高まり、児童労働の把握、保健センターの建設、女性グループによる収入向上や幼児婚をなくす取り組みなど、村の生活・保健環境の改善、女性の地位の向上などの成果及び波及効果も見られた。

今後について現地パートナー団体と協議した結果、2008 年度は約 1 年間のフォローアップを行うこととした。フォローアップを行うことにより、子どもたちが児童労働に戻ることをなくすよう就学を徹底させ、「子どもにやさしい村」の仕組みを定着させて村の自立を図る。

●2008 年度新規プロジェクトのニーズ調査

今後のプロジェクトのあり方について、現地パートナー団体と協議した結果、従来は 1 年間だったプロジェクトの 1 サイクルを 1 年半に延長し、その後必ず 1 年間のフォローアップを行っていく方針を確認した。フォローアップの実施により、子どもたちが児童労働に戻ることをなくすよう就学を徹底させ、住民の自立を促進するといった効果をより高めることを目指す。

2008 年度の新規プロジェクト（2008 年 1 月から実施開始）のニーズ調査として、2007 年 9 月 2 日、候補地であったラジャスタン州チタウリ村を訪問した。調査では、家庭訪問や住民との話し合いなどを行い、碎石、採石、カーペット織り、放牧などで働く子どもが多く、特に女子の未就学者が多く、教員が不足しており学校が十分機能せず、子どもの就学が十分達成できていないことを確認した。

調査後、調査した村と隣接するスラジプラ村のプロジェクトについて、実施団体からプロポーザルの提出を受け、内容を検討して、プロジェクト実施を開始した。

●2006 年度実施済みプロジェクトのフォローアップ・評価調査

2006 年度プロジェクト（2005 年 5 月 15 日から 2006 年 5 月 31 日実施）のフォローアップ調査として、2007 年 8 月 29 日、実施地のウッタル・プラデシュ州ガンゴール村を訪問し、プロジェクト終了後の状況について調査を行った。調査では、プロジェクト終了後も、子ども村議会や青年グループなど住民組織の活動が継続されており、児童労働の予防をはじめ、教育やその他の村の状況改善が進んでいることを確認した。さらに村での取りくみが周辺の村にとってモデルとなり、他の村のリーダーによる視察や、他の村の子ども村議会議員との交流が行われるなどの波及効果が生まれていることがわかった。

②事業ガイドラインへの反映

すでに行っているプロジェクトでの実施管理上の経験と得た教訓は、事業ガイドラインの作成においても、非常に参考になった。また同プロジェクトは、現地のパートナー団体が実施管理の主体となって実施しており、これまで実施方法について十分に確立していなかった部分があったが、上記の現地調査や実施団体との協議、そして組織内での議論を通して、立案方法、目標達成に必要な期間、契約書の内容、現地団体からの報告内容、モニタリング方法、予算と活動内容の明確化、フォローアップが必要かを判断するタイミングや基準などを見直し、それらの教訓を事業ガイドラインに反映した。

2-4. 分析および提言（今後の課題と対処方法）

本調査研究において、国際協力事業の実施体制の強化と拡充のため、また今後の団体の運営方針であるアドボカシー事業と国際協力事業の連携という視点から考えられる今後の課題と対処方法は、以下の通り。

1) 児童労働の現状及び取り組みに関する情報収集

●「国別児童労働情報」の改善と活用方法の検討

児童労働問題に取り組もうとする団体、企業へ、特定国の児童労働の現状及び取り組みについてわかりやすく情報提供し、また ACE の事業、特に国際協力事業に活用できるよう、内容の改善と活用方法を検討する。国際協力事業の強化のため、児童労働に関する情報基盤を整備する今後の対処方法として、以下が挙げられる。

- ① 児童労働の現状及び取り組みを表す指標を見直し、さらに必要な指標があれば追加する。
- ② 対象国をさらに広げ、情報収集し、公開・情報発信する。
- ③ ACE では、海外ニュース等を通じて報道される児童労働情報をメールマガジンやホームページ等を通して方法発信しているが、これを国別に整理し、時事情報として、国別児童労働情報に追加する。

また、アドボカシー事業との連携のための今後の対処方法としては、児童労働に関連する情報の中から、日本市民が身近に感じられる項目、特に ACE の事業に関連する項目を取り上げて、内容を充実化することが考えられる。

2) 児童労働撲滅に関わる国際協力スキームの調査

●組織内での国際協力事業の位置づけと連携方法の確認

国際協力事業をどのように強化し、アドボカシー事業と連携していくか検討するには、組織内において事業の位置づけを定期的に確認し、アドボカシー事業のみならず、他の啓発事業、ネットワーク事業との連携方法の在り方について、随時検討していく必要がある。

●事業ガイドラインの改善とパートナー団体との共有

国際協力事業の実施体制強化のため、既存の国際協力スキームの事例調査、組織

内での検討を今後も引き続き行いながら、事業実施においてより実用的な事業ガイドラインにできるよう見直し改善を図る。また英語版での事業ガイドラインを作成し、パートナー団体と共有して内容の改善を図っていく必要がある。

●新規プロジェクト立案に向けた調査

国際協力事業の拡充とアドボカシー事業との連携を念頭に置いた、インドのコットン産業における児童労働に取り組むための新規プロジェクト立案に向けて、今後も継続して調査を行う。専門家やネットワーク団体からの情報収集と現地調査を行い、より具体的な手法を模索してプロジェクトに必要なノウハウの構築を行う必要がある。具体的には、インド国内でのコットン生産地での児童労働の取り組みの動向や、対象地の教育の取り組み、農業分野での安全衛生やオーガニックコットン導入の状況などについて情報収集し、国内外の協力者を募りながら、プロジェクトのより効果的な手法を模索することである。

またアドボカシー事業と連携する今後の方法としては、コットン産業における児童労働の状況及びコットンと日本との関わりに関する情報収集と、他団体との共同によるオーガニックコットンの推進や、インド国内で行われているコットン産業の児童労働に関するアドボカシー活動への参加の可能性について、調査し、実施できるか検討していく必要がある。

●新規プロジェクトの広報活動

新規プロジェクトの立案及び実施のための支援者や協力者を募り、国際協力事業の拡充を実現できるよう、広報活動をより広く行う必要がある。メールマガジン、ウェブサイト、情報誌などへの掲載、イベント等での広報活動を通して、インドのコットン産業における児童労働の現状及びコットンと日本との関わりや、新規プロジェクトのニーズ等について、広く情報発信し支援や協力を求めていくことが必要である。

3) ACE によるインド支援事業「子どもにやさしい村」プロジェクトの監理

●立案方法の確立

国際協力事業の実施体制強化として、立案プロセスにおける実施方法の確立と十分な時間の確保が重要である。新規プロジェクトの立案にはパートナー団体から提出されるプロポーザルの確認、現地訪問によるニーズ調査、活動と予算配分の確認などを行う。この過程で、ACE ではプロポーザルからは具体的な活動内容の記述が不十分、活動と予算配分の関連性・整合性が不明確、パートナー団体とコミュニケーションが十分にできないため確認作業に時間がかかる、現地調査での時間が不十分などの問題がこれまであった。よって、今後の対処方法として以下が挙げられる。

- ① 立案プロセスの時期・内容・手順を確立する
- ② 事前にパートナー団体や組織内での議論に必要な時間を十分確保する
- ③ プロポーザルの書式及び記述内容については、事業ガイドライン策定時にあわせて作成した雛型を活用し、プロジェクトの成果の明文化・共有の徹底を

図る

●パートナー団体とのコミュニケーション改善と連携強化

国際協力事業の実施体制を強化するため、パートナー団体とのコミュニケーション方法の改善と、実施監理におけるさらなる連携強化が必要である。パートナー団体とのコミュニケーションがスムーズにできないことにより、プロポーザルの提出、プロジェクトの開始や完了時期、活動や会計に関するパートナー団体からの報告などが、計画通り進まないことが多く、これにより、ACE による支援者への提案や報告、送金手続きなどが必要な時期にできないなどの問題が起きた。よって、今後の対処方法として以下が挙げられる。

- ① 実施体制や連絡が必要と予測される業務の時期と内容を文書で共有する
- ② 担当者不在時に他のスタッフが対応するなどのサポート体制をパートナー団体が持ち合わせるよう求める
- ③ パートナー団体と定期的な協議の場を持ち、その他今後の改善策を検討し連携強化を図る

●現地調査の実施強化

国際協力事業の実施体制強化として、現地調査の時間を十分な確保と効果的な調査方法の実施が必要である。これまでの現地調査（新規プロジェクトのニーズ調査、実施中プロジェクトのモニタリング調査、実施済みプロジェクトのフォローアップ調査）は、スタディツアーの同時期あるいは前後に行っていたが、十分な時間が確保されず十分に必要調査を行うことが困難な状況であった。よって、今後の対処方法として以下が挙げられる。

- ① 現地調査のための十分な時間を確保する
- ② 事前に調査内容を現地団体へ伝えるなど調査方法を効率化する

●広報活動の強化

国際協力事業の広報を強化して支援者を増やし、またアドボカシー事業に活用できるよう、プロジェクトに関する広報ツールを作成し、市民への情報発信及び支援者への報告をより充実させる必要がある。国際協力事業のプロジェクトは、実際に児童労働問題をいかに解決していくかのモデルケースとして説得力があり、プロジェクトの広報は、潜在的な支援者を増やしていくことにつながる。しかし、これまでプロジェクトについて体系的にわかる広報物がない。プロジェクトの実施方法については、ホームページに掲載しているが、プロジェクトの進捗状況や完了報告などの最新情報を即時に掲載できていない。またメールマガジンや活動レポートでは適宜プロジェクトの状況等について掲載してきたがスペースの制約等から十分に報告できていない状況である。よって、今後の対処方法として以下が挙げられる。

- ① プロジェクトの全体が把握できかつ新たな支援者を募る広報物を作成する
- ② プロジェクトに関する支援者への報告書を作成する
- ③ ホームページ等の内容を充実化し定期的に情報を更新する

●資金調達のための調査

プロジェクトの支援者を増やして実施資金を確保していくためには、何が必要か検討するため、以下のような調査が必要である。

- ① 既存支援者の分析調査（支援者になったきっかけや理由は何か分析し、支援者になる機会づくりをどのように作っていくか等の調査）を行う
- ② 現在の支援者満足度の調査（現在の支援者の満足度の測定やどのようなサービスが求められているか、またそれを提供できるかの調査）を行う
- ③ 潜在的支援者の調査（子ども関連・インド関連に関心がある個人・団体・企業などどのような分野で支援者を発掘できるか、またどのように関係を構築・強化できるか等の調査）を行う

以上

調査研究報告書の添付資料 I . 国別児童労働情報
インド

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	420,678,000 / 38.1 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	61.0 / 73.4 / 47.8 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	14 / 12 / 16 (1999-2005)
4	児童労働の状況	児童労働は、主に農業やインフォーマルセクターで多い。家事労働者としてや工場で働く子どもも多い。カーペット製造業や絹織り業などでは債務・強制労働がある。最悪の形態の児童労働は、主にガラス製造、手巻きタバコ作り、花火・マッチ製造、レンガ造り、靴・宝石磨き、真鍮製品生産、採石、皮製品、スポーツ製品生産などがある。また、こどもの性産業を含む商業的性的搾取の被害に遭う子どももいる。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	6-14 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	データなし
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 34.0 / 33.8 / 34.1 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	107.5 / 110.6 / 104.2 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.94 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	79 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	0.9
12	主要援助国	1.日本 2.英国 3.ドイツ 4.米国
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり／覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	なし
17	主な産業 (%)	農業、工業、鉱業、IT 産業
18	日本への輸出製品と輸出額	石油、鉄鉱石(鉄、フェロクロム、亜鉛、チタン、アルミ等)、宝石類(加工したダイヤモンド)、エビ / 24.8 億ドル (2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	未批准
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	未批准 / 全国児童労働政策 1986 年～

インドネシア

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	75,641,000 / 34.0 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	90 / 94 / 87 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	4 / 5 / 4 (1999-2005)
4	児童労働の状況	児童労働は農業、建設業、製造業、食料加工業、小規模鉱業に多い。女子は家事労働者が多い。インフォーマル部門では、新聞売り、靴磨き、路上清掃、家族の家内産業。最悪の形態の児童労働は、買春、鉱業、真珠とり、沖合漁、建設業、爆発物の製造業での身体的経済的搾取が見られる。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	7-12 歳 / なし
6	政府による教育費の対 GDP 比率	1.1
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	5-6 歳 22 / 21 / 23 (2004)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	117 / 118 / 116 (2004)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.98 (2004)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	92 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	0.1
12	主要援助国	1.日本 2.米国 3.オーストラリア 4.オランダ
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	明記 (PRSP2005-09)
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり/覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	2003-07 年実施
17	主な産業 (%)	鉱業(石油、LNG、アルミ、錫)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製品、セメント、肥料)
18	日本への輸出製品と輸出額	石油・天然ガス、合板、銅鉱、天然ゴム、機械機器(コンピュータ用入・出力装置、集積回路)、エビ、コーヒー等/ 180.5 億ドル(2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	1999 年 6 月 7 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2000 年 3 月 28 日 / 経済的商業的搾取に対する行動計画

エチオピア

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	39,792,000 / 51.4 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	41.5 / 49.2 / 33.8 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	43 / 47 / 37 (1999-2005) エチオピア全国中央統計局(2001 年)によると、5-14 歳までの子どもの約 49%が働いている。
4	児童労働の状況	児童労働者の多くが農業、特にコーヒー、紅茶、サトウキビ、綿花のプランテーションや園芸農家で働いている。農村では、家族の農場で働く他、洗浄、料理、水汲み、家畜の世話などの仕事をしており、これらは長時間労働で、身体的な負担が大きく、就学の妨げになっている。都市部では、インフォーマル部門での労働が多く、路上商、配達サービス、靴磨き、ポーター等である。また子どもの商業的性的搾取が増えている。家事労働、売春、強制労働のために子どもが国内外で人身売買されている。 政府は、労働及び社会省を通して、市民社会や子どもと協議して、子どものための国家行動計画の案を策定した。同省の子ども・若者・家族局は子どもの性的搾取に対する全国作業委員会の議長を務めている。また、同省は IOM(国際移民機関)と共同し、女性や子どもの人身売買に関するワークショップを政府、NGO、民間部門、一般市民を対象に行った。IOM は、人身売買撤廃や HIV/AIDS プロジェクトについて教育局と取りくんでいる。USAID の資金援助により、人身売買被害者のためのリハビリ施設を首都に開設した。ストリートチルドレンのための全国フォーラムの協力により、NGO と共に、首都の 10 箇所の警察署に子ども保護ユニットを設置した。 政府は、子どもの栄養と就学率を改善し、親の学校活動への参加を進めることを目的として、米国農業省の資金居力による学校給食プログラムを行っている。ユニセフは、政府と共に子どもの教育と保護の活動を行っている。教育省は、世銀の資金協力による教育部門開発プロジェクトを実施しており、基礎・中道教育の改善、職業・技術教育と民間部門や就職市場とのリンク化、教員訓練施設の拡充、高等教育の拡充、教育相等の能力強化を目指している。USAID は、新教員の訓練、既存の教員の訓練の提供、ラジオ教育機会の提供、地域と政府のパートナーシップ強化、教育運営システムの改善に焦点をおいた 6 年間教育プログラムに資金協力している。
5	義務教育システム:	7-12 歳 / なし

	義務教育対象年齢/無償教育の有無	
6	政府による教育費の対 GDP 比率	6.1
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	4-6 歳 2.1 / 2.1 / 2.0 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	70.0 / 78.9 / 61.0 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率 (%)	0.77 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年 に達した生徒の割合 (%)	73 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	4.4
12	主要援助国	1.米国 2.英国 3.独 4.カナダ 4.オランダ
13	FTI 対象国か否か	対象国
14	PRSP に児童労働は明記されているか	否
15	IPE ¹ のプログラムはあるか、覚書きに調印 したか	あり/覚書きなし
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP) ¹ を作っているか	否
17	主な産業 (%)	農業(コーヒー、メイズ、テフ、ソルガム、大麦等)
18	日本への輸出製品と輸出額	コーヒー、羊の皮、加工油脂及びろう、バラ/107.18 億円 (2006)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	1999 年 5 月 27 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条 約	2003 年 9 月 2 日

ガーナ

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	10,159,000 / 45.9 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	54.1 / 62.9 / 45.7 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	57 / 57 / 58 (1999-2005) IPEC によるガーナ全国児童労働調査(2001 年)では、全体 141 万人(27)/男子 75 万人(27.6)/女子 66 万人(26.3)/
4	児童労働の状況	児童労働者は農業(71%)、サービス業(22.6%)、製造業(5.8%) に従事している。農村部では、漁業(深海潜水や網引きな ど危険な労働が含まれる)、牧畜業、農業。都市部では、ス トリートチルドレンが多く、トラック押し、ポーター、物売り、 家事労働、鉱山、採石業で働く子どもが多い。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	6-15 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	データなし
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 47.0 / 47.7 / 46.3 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	83.0 / 86.7 / 79.2 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.91 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達 した生徒の割合 (%)	63 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	2.2
12	主要援助国	1.英国 2.米国 3.オランダ 4.デンマーク 5.ドイツ
13	FTI 対象国か否か	対象国
14	PRSP に児童労働は明記されているか	教育普及と子どもの権利保護について明記 (PRSP2003 年 の 23P, 98P 等、PRSP プログレス・レポート 2004 の P108)
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり/覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作 っているか	2004 年実施
17	主な産業 (%)	農業(カカオ豆)、鉱業(貴金属、非鉄金属)
18	日本への輸出製品と輸出額	カカオ豆、ココアペースト、魚介類(イカ、タコ、ウニ・貝柱)、 木材、マンガン鉱、ダイヤモンド/84.27 億円 (2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	未批准
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2000 年 6 月 13 日 / 人身売買撲滅行動計画

コートジボアール

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	8,908 / 49.1 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	48.1 / 60.1 / 38.2 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	37 / 35 / 38 (1999-2005)
4	児童労働の状況	児童労働者は農業、家族運営による金・ダイヤモンド鉱山、漁業、家事労働等のインフォーマル部門に多い。家事労働では虐待にあう子どもが多い。靴磨き、洗車、車の見張り、露天商、テイラー、美容室、製造・修理業者などで子どもが働いている。また、子どもの買売春業や家事労働等を目的とした人身取引が多い。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	6-15 歳 / なし
6	政府による教育費の対 GDP 比率	4.6(WEI)
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 3.5 / 3.5 / 3.4 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	77.6 / 86.3 / 68.8 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.80 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	88 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	7
12	主要援助国	1.フランス 2.イタリア 3.米国 4.ドイツ 5.ベルギー
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり／覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	否
17	主な産業 (%)	農業(コーヒー、カカオ豆等)
18	日本への輸出製品と輸出額	カカオ脂、カカオ豆、カカオペースト、木材、木製小像・装飾品／22 億 1923 万円(2005 年)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	2003 年 2 月 7 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2003 年 2 月 7 日

ナイジェリア

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	67,371,000 / 51.2 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	66.8 / 74.4 / 59.4 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	39 / データなし / データなし(1999-2005) IPEC によるガーナ全国児童労働調査(2001 年)では、全体 141 万人(27)/男子 75 万人(27.6)/女子 66 万人(26.3)/
4	児童労働の状況	児童労働者は農業、特に家族経営の農場、漁業、家畜業に多い。都市部では、家事労働、路上商、靴磨き、洗車、車の見張りなど子どもが働いている。また子どもの商業的性的搾取が多く、家事労働や買売春のための人身売買が多い。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	6-11 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	データなし
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 12.0 / 12.4 / 11.7 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	119.4 / 131.6 / 106.8 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.81 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	36 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	5.4
12	主要援助国	1.英国 2.米国 3.カナダ 4.オーストラリア 5.日本
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり／覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	否
17	主な産業 (%)	原油、カカオ豆等
18	日本への輸出製品と輸出額	原油、液化天然ガス、液化プロパン、ごま、カカオ豆、サング等の彫刻・細工用製品、観賞魚、木材／9.99 億ドル(2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	2002 年 10 月 2 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2000 年 10 月 2 日 / 人身売買撲滅行動計画

バングラデシュ

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	59,402,000 / 41.9 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	41.1 / 50.3 / 31.4 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	7 / 10 / 4 (1999-2005) IPEC によるバングラデシュ全国児童労働調査(2002-03)では、全体 470 万人(13.4)/男性 340 万人(18.5)/女性 130 万人(7.8)
4	児童労働の状況	児童労働は、主に農業やインフォーマルセクターで多い。最悪の形態の児童労働は、主に手巻きタバコ作り、建設業、皮なめし、漁業、自動車修理、バングル作り、煉瓦作り、マッチ作り、溶接、衣服製造等。都市部は、家事労働、ポーター、路上商が多く、性的虐待や商業的性的搾取の被害に遭うことが多い。薬物取引などの犯罪に巻き込まれることもある。
5	義務教育システム：対象年齢/無償教育の有無	6-10 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	2.2 (2004)
7	幼児教育(就学前教育)の普及度： (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 20.6 / 19.9 / 21.3 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	95.9 / 94.1 / 97.7 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	1.04 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	65 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	データなし
12	主要援助国	1.英国 2.日本 3.オランダ 4.米国 5.デンマーク
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり／覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	2002 年実施
17	主な産業 (%)	縫製品産業 / GDP 内訳比率 (2004-2005) : サービス(51.1)、鉱業(27.4)、農業(21.1)
18	日本への輸出製品と輸出額	エビ、縫製品(男性用シャツ等)、革製品(皮製履物、なめした皮製品等)、カメラ部品 / 167.7 百万ドル (2006)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	未批准
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2001 年 3 月 12 日批准 ／子どもの人身売買及び性的搾取に関する行動計画

フィリピン

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	34,622,000 / 41.7 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	93 / 93 / 93 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	12 / 13 / 11 (1999-2005) IPEC によるフィリピン全国児童労働調査(2001)では、全体 220 万人(11)/男子 140 万人(13.4)/女子 80 万人(8.4)
4	児童労働の状況	児童労働者の多くは農村部におり、その大半は農業に従事している。他は花火製造、漁業、鉱業、採石。都市部では路上清掃人や物乞い、家事労働者として働く子どもも多い。また子どもを使ったポルノ製造やセックス・ツアーリズムなどの商業的性的産業もある。さらに商業的性的搾取や労働を目的に子どもが人身取引されていると報告されている。薬物取引に巻き込まれる子どももいる。
5	義務教育システム:対象年齢/無償教育の有無	6-12 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	3.2
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	5-5 歳 40 / 39 / 41 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	112.5 / 113.2 / 111.7 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.99 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	75 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	< 0.1
12	主要援助国	1.日本 2.米国 3.ドイツ 4.オーストラリア
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり／覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	2002-04 年実施(タバコ製造業での児童労働撤廃)
17	主な産業 (%)	農林水産(全就業人口の 38%)
18	日本への輸出製品と輸出額	電気製品(コンピュータ用記憶装置、航空機用品)、一般機械(集積回路、配線セット)、食料品(バナナ、パイナップル等) / 8,500 億円 (2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	1998 年 6 月 4 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2000 年 11 月 28 日 /

ブラジル

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	62,229,000 / 33.4 (2005)
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	88.4 / 88.3 / 88.6 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	6 / 8 / 4 (1999-2005)
4	児童労働の状況	児童労働者は農業、鉱業、漁業、炭、サトウキビ、綿、麻やシトラスの生産業に多い。都市部では、靴磨き、路上商、レストラン業、建設業、家事労働、ごみ拾いなどで子どもが働いている。薬物取引、買売春に巻き込まれる子どもも多い。
5	義務教育システム: 対象年齢/無償教育の有無	7-14 歳 / あり
6	政府による教育費の対 GDP 比率	データなし
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	4-6 歳 57.2 / 57.2 / 57.2 (2002-2003)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	147.0 / 150.8 / 143.0 (2002-2003)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.95 (2002-2003)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	84 (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	0.7
12	主要援助国	1.日本 2.ドイツ 3.フランス
13	FTI 対象国か否か	否
14	PRSP に児童労働は明記されているか	
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	あり/覚書きに調印済み
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	2003 年実施
17	主な産業 (%)	製造業、鉱業(鉄鉱石等)、農牧(サトウキビ、オレンジ、コーヒー、大豆等)
18	日本への輸出製品と輸出額	鉄鉱石、鶏肉、アルミ、コーヒー、大豆、パルプ、たばこ、オレンジジュース、エビ/5941 億円 (2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	2001 年 6 月 28 日
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2000 年 2 月 2 日 / 危険労働・性的虐待に対する行動計画

リベリア

番号	項目	データ
1	18 歳未満人口と全人口の割合(%)	1,769,000 / 53.9 (2005) 3283
2	成人識字率(15 歳以上) (全体/男性/女性 (%))	55.9 / 72.3 / 39.3 (2000-2004)
3	児童労働者の割合 (5-14 歳) (全体/男性/女性 (%))	データなし (1999-2005)
4	児童労働の状況	児童労働に関する公式な統計は特にないが、ゴム農園における児童労働の実態が報道された。
5	義務教育システム: 対象年齢/無償教育の有無	6-16 歳 / なし
6	政府による教育費の対 GDP 比率	データなし
7	幼児教育(就学前教育)の普及度: (対象年齢、就学率 全体/男性/女性 (%))	3-5 歳 43.3 / 49.8 / 36.8 (1998-1999) (2002-2003 はデータなし)
8	初等教育の就学率 (全体/男性/女性 (%))	89.6 / 102.9 / 76.2 (1998-1999) (2002-2003 はデータなし)
9	初等教育の男子に対する女子の就学率(%)	0.74 (1998-1999)
10	小学校 1 学年に入学した生徒のうち 5 学年に達した生徒の割合 (%)	データなし (2000-2004)
11	HIV/AIDS 感染率(%)	5.9
12	主要援助国	1.米国 2.英国 3.スウェーデン 4.ノルウェー 5.オランダ
13	FTI 対象国か否か	対象国
14	PRSP に児童労働は明記されているか	否
15	IPEC プログラムはあるか、覚書きに調印したか	なし/なし
16	ILO が提唱する期限付きプログラム(TBP)を作っているか	否
17	主な産業 (%)	鉱業(鉄鉱石)、農林業(天然ゴム、木材等)
18	日本への輸出製品と輸出額	再輸入品、航空機用品、石油・歴青油(軽質油及びその調製品、除く原油)、おうむ目に属する鳥(生きているもの) / 2852 万円 (2005)
19	ILO(最低年齢)第 138 号条約	未批准
20	ILO(最悪の形態の児童労働)第 182 号条約	2003 年 6 月 2 日

ACE 国際協力事業ガイドライン

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1. ACE のビジョンとミッション	
2. ガイドラインの目的と運用方法	
第1部 国際協力事業の基本的考え方・・・・・・・・	3
1. 国際協力事業の位置づけと目的	
2. 子ども、児童労働の定義と国際条約	
3. 国際協力事業の基本的枠組み	
3-1. 実施主体	
3-2. 対象分野	
3-3. 資金	
3-4. 対象国・地域	
3-5. 対象期間	
第2部 実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	4
事業の基本的なプロセス	
【立案の部：事業の立案から確定まで】	
1. 立案	
2. 第一次審査	
2-1. パートナー団体の選定基準	
2-2. 協力事業の選定基準	
3. 第二次審査	
3-1. 審査のための現地訪問	
3-2. 実施計画の事前調整・修正	
4. 事業の承認	
5. 事業実施スケジュールの確認	
5-1. 事業内容および予算配分の確認	
5-2. 事業実施にかかる事前説明	
6. 契約の締結	
7. 資金供与	
【事業実施：事業の実施から終了まで】・・・・・・・・	9
8. 事業の実施とモニタリング	
8-1. モニタリングの目的	
8-2. モニタリングの方法	
8-3. モニタリングのための現地訪問	
8-4. モニタリングの活用方法	
8-5. モニタリングの視点	
9. 報告	
9-1. 報告内容	
9-2. 報告期間	
9-3. 会計報告の基本原則	
10. 事業終了後の評価	
10-1. 評価の目的	
10-2. 評価の方法	
10-3. 評価の活用方法	

【フォローアップ】	1 2
1 1．フォローアップ	
1 1－1．フォローアップの目的	
1 1－2．フォローアップにかかる判断	
1 1－3．フォローアップが必要かの主な判断基準	
1 1－4．フォローアップの方法	
第3部 説明責任	1 3
1．事業の活動内容と資金に関する報告	
2．書類の管理	
添付資料：	
添付1．プロポーザル(Project Proposal)の雛型	1 5
添付2．覚書き(Memorandum of Understanding: MOU)の雛型	1 9
添付3．進捗状況報告書(Mid-Term Progress Report)の雛型	2 2
添付4．事業完了報告書(Project Completion Report)の雛型	2 5

はじめに

1. ACEのビジョンとミッション

当団体は、「子どもが笑顔でいられる社会」というビジョンの実現を目指し、そのために「行動する市民」を日本の中でも増やしていくことを目的とする。またそのビジョンを実現するため、児童労働の問題について市民、企業、政府に対して「知らせる」「つなげる」「働きかける」「機会を提供する」というミッションを掲げ、その具体的な事業として啓発事業、政策提言事業、ネットワーク構築事業、国際協力事業を行っている。

2. ガイドラインの目的と運用方法

このガイドラインは、国際協力事業の実施にあたり、当団体及びパートナー団体が踏むべき手順や配慮すべき点を記すものである。

<目的>

1. 国際的な基準、組織の活動方針に沿って国際協力事業を行えるよう確認する。
2. 事業の円滑な運営と、効果的かつ効率的な実施、ならびに質の向上を目指す。
3. 事業の実施において、いつ、誰が、どこで、何を、なぜ、どのように行うか明確化する。
4. 当団体とパートナー団体の役割や責任を明確化し、両者の連携強化を図る。
5. 国際協力事業において、事業の関係者、支援者、一般市民に対して説明責任を果たす。

<運用方法>

1. 国際協力事業のプロジェクト支援について議論する際の参照文書とする。
2. 必要に応じて見直しを図り、修正して、利用しやすいようにしていく。この更新にあたっては理事会の承認を得ることとする。

第1部 国際協力事業の基本的考え方

1. 国際協力事業の位置づけと目的

国際協力事業は、児童労働を予防し、働いている子どもたちの侵害されている権利を回復することを目的として、現地で活動する市民社会組織とつながり、パートナーシップの基に行う事業である。国際協力事業を通して、パートナー団体と共に、児童労働をなくし、子どもの権利が保障されるよう推進することを目指す。

また、国際協力事業を通じて、児童労働の現状の情報収集を行い、日本国内で児童労働を社会に知らせる啓発事業や、問題解決に向けて行動するよう働きかける政策提言事業に活かしていく。

2. 子ども、児童労働の定義と国際条約

子どもとは、国連子どもの権利条約にしたがって、18歳未満の子どもを指す。

児童労働とは、15歳未満の子どもの義務教育を妨げるような労働、また18歳未満の子どもの有害・危険労働をさす。これはILO第138号条約「最低年齢条約」およびILO第182号条約「最悪の形態の児童労働条約」に則ったものである。

3．国際協力事業の基本的枠組み

3－1．実施主体

実施主体は、以下の3つの場合がある。

- 1) 当団体が主体的に事業を行う。
- 2) 当団体とパートナー団体が共同で事業を行う。
- 3) 当団体が付託したパートナー団体が主体的に事業を行う。

パートナー団体とは、開発途上国において、児童労働の改善・予防に貢献するプロジェクトを実施している非営利団体（NGO、教育機関、労働組合、協同組合、地域住民組織＜CBO＞等）を対象とする。個人および営利団体は、対象としない。（実施団体の選定基準については、第2部 実施要領の1．パートナー団体の選定基準を参照。）

3－2．対象分野

児童労働の予防に取り組む事業、教育、健康など、働いている子どもたちの侵害されている権利を回復する事業を対象とする。児童労働の深刻度、パートナー団体の有無、ACEの他事業との関連などを考慮する。優先分野については別途定める。

なお、以下の事業は支援対象としない。

- 商業活動に特化した事業
- 政治目的・宗教的目的が含まれる事業

3－3．資金

事業の内容と、当団体の財政状況に応じて決定する。

3－4．対象国・地域

原則として、開発途上国が対象だが、児童労働があるその他の地域・国についてはそれに限らない。

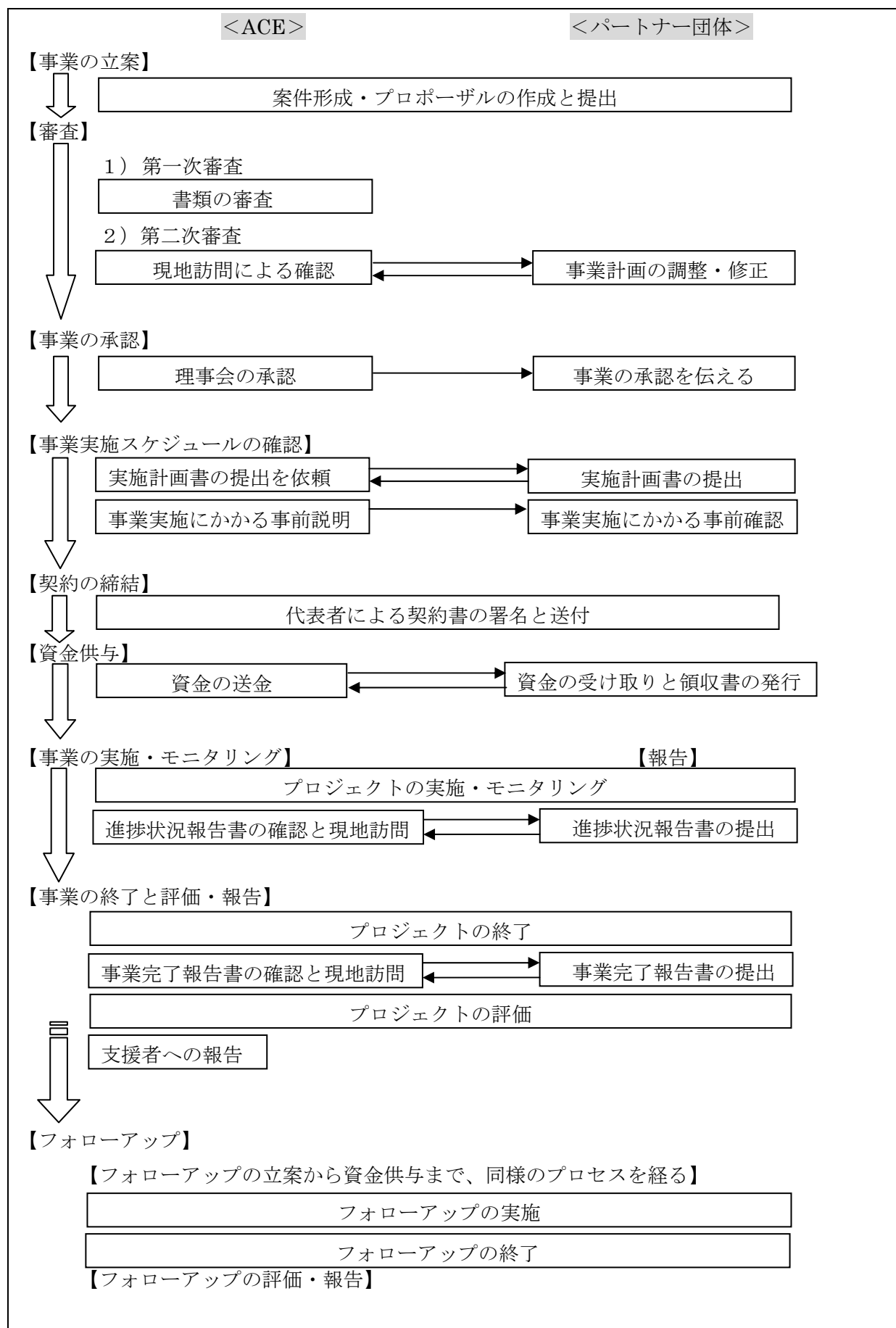
3－5．対象期間（支援金の利用期間）

原則として、事業開始日より1年～3年とする。

第2部 実施要領

事業の基本的なプロセス

事業の基本的な実施プロセスは以下である。



【立案の部：事業の立案から確定まで】

1. 立案

事業を提案する際は、パートナー団体が独自で案件形成やプロポーザルの作成を行う場合と、当団体とパートナー団体が共同で案件形成やプロポーザル作成を行う場合がある。プロポーザル(Project Proposal)は、その雛型（添付1.を参照）を基に、事業の必要性や背景、事業の目的、活動内容、活動計画表、予算などについて明記し、当団体に提出される。立案にあたっては、事業の選定基準を十分考慮する。

2. 第一次審査

審査は、理事会によって委任された審査委員会が責任を持って行う。提案された事業は、第一次審査において、審査委員会によってプロポーザルの内容が確認され、以下のパートナー団体および協力事業の選定基準に沿って検討される。

2-1. パートナー団体の選定基準

国際協力事業の実施におけるパートナー団体は、以下の基準をより多く満たす団体を優先して選定される。特に、事業の実施および監理を十分に任せられる団体、すでに何らかの協力関係が構築されていて、コミュニケーションが円滑に行える団体がある場合は、それらを優先する。

2-1-1. 組織体制

- ・当団体と実施事業にあたってのビジョン・ミッションを共有していること
- ・民主的な組織運営を行っていること
- ・政治・宗教的に中立であり、排除したり強要したりしていないこと
- ・当該国におけるNGO活動実施および海外からの資金受け入れの法的基準を満たしていること
- ・団体内部のコミュニケーションが円滑でマネジメント力があること
- ・事業および会計報告書が発行されている等、組織のアカウンタビリティが確保されていること

2-1-2. 人員体制

- ・団体の活動に常時携わっているスタッフを雇用していること
- ・団体のスタッフの間で、事業の目的等について情報が共有および理解されていること
- ・事業に適したスタッフを有しており、その能力強化にも常時取り組んでいること

2-1-3. 財務体制

- ・資金調達方法や資金源が幅広く、一定期間以上の継続性を持って事業を実施できること
- ・超過債務に陥っておらず、健全な財務状況であること

2-1-4. 活動実績

- ・児童労働の取り組みに関連した事業において3年以上の活動経験と実績があること

2-1-5. 事業実施の能力および体制

- ・当団体とのコミュニケーションが円滑にできること

- ・当団体とともに事業の立案、実施、評価を対等な立場で実施できるパートナーであること
- ・現地の状況を十分把握して事業を計画していること
- ・他団体、他機関などとの連携が広く行われており、情報収集能力を有していること
- ・事業実施に当たって、住民との間で適切な情報共有および交換を行っていること
- ・事業地域に拠点を持ち、スタッフの配置が適切である等、その事業地域を監督するに十分な能力と体制を有していること
- ・外部監査を受けていること

2-2. 協力事業の選定基準

協力事業は、以下の性質をより多く有する事業を優先して選定される。

2-2-1. 事業目的（必須）

- ・当団体のビジョン・ミッションかつ国際協力事業における重点分野に合致しているもの
- ・児童労働の改善・予防に貢献するもの
- ・個人の生活向上にとどまらず、より良い地域社会造り、特に子どもの権利を尊重する社会造りに貢献できるもの
- ・地域の子どもおよびおとなの自信や自立につながるもの

2-2-2. 事業の妥当性

- ・主な受益者が、児童労働者および潜在的に児童労働者になりうる子どもであること
- ・主な受益者のニーズと事業の目標及び計画が適合していること
- ・対象地域の状況（背景、課題、潜在的可能性、利害関係者とその関係、既存の組織、外部要因（ネガティブ・ポジティブ両方を含む）など）を十分に把握して計画を立てているもの
- ・支援が最も必要な地域を対象地として選定していること
- ・実施期間の設定が、事業目標を達成するために十分でかつ妥当であること
- ・活動内容と手法は、事業目標を達成するために適切で効果的なものか十分に吟味されたもの
- ・目標設定および期待される成果（プロジェクトの目標達成に対する成果の貢献度、受益者が得る便益など）が明確であること。
- ・対象地域の社会、文化、宗教、ジェンダー、環境等に十分に配慮しているもの
- ・事業の必要性について論理的に説明できること
 - ・事業の効果や成果などの目標設定や達成度を図る指標が明確であること
- ・事業の実施期間中に軌道修正・計画の見直しが可能なもの
- ・事業終了後に評価を行うことを含めて計画していること
- ・モニタリングおよび評価の実施において、利害関係者からの適切な参加が可能なもの
- ・事業の悪影響や事業実施に当たり予測される困難などが考慮されていること

2-2-3. 事業の実現可能性

- ・事業の目的や意義が住民に理解されており、利害関係者の理解や協力が得られる見通しがあるなど、事業が実施可能な対象地域を選定していること
- ・パートナー団体の人材面、体制面、資金面などの能力規模に合っているもの

- ・事業の実施体制が明確で現実に即したもの
- ・パートナー団体の活動実績に関連したもの
- ・目標設定のレベルが高すぎず達成可能なもの

2-2-4. 事業の効率性

- ・目的を達成するための活動の投入量が適切で、事業規模が適切であること
- ・費用対効果が適切だと考えられるもの
- ・裨益者数に対し投入額が適切なもの
- ・管理費の割合が適切なもの（管理費が供与額の2割を超えない）
- ・事業実施の時期や期間が適切なもの
- ・政府によるプログラムの活用、他の援助団体や地域団体との連携等が行われるもの

2-2-5. 事業の自立発展性

- ・事業終了後も達成された効果が維持、定着していくもの
- ・現地の適正技術を用いているもの
- ・投入資材が外部に依存しすぎていないもの
- ・事業終了後も投入資材・技術が有効活用され、定着するもの
- ・事業終了後も効果を維持するため、必要なら政府や他の援助団体等から支援を受ける見通しがあるもの

2-2-6. 事業のインパクト

- ・事業実施によって、対象地域の組織や制度、人的資源、経済、技術、社会、文化、宗教、ジェンダー、環境、友好関係増進等により良い影響、波及効果をもたらすもの
- ・モデルケースとしての性質を持ち、他の地域に波及が可能なもの

3. 第二次審査

第一次審査を通過したプロポーザルは、第二次審査において、審査委員会によって、以下のパートナー団体および協力事業の選定基準に沿って検討される。

3-1. 審査のための現地訪問

可能な限り、提案された事業の対象地の現地訪問を行い、現地の状況確認、事業の受益者やその他住民からの聞き取り、パートナー団体との話し合いなどを行う。これらにより、現地ニーズの確認、事業実施の妥当性などについて検討を行う。

また、パートナー団体関係者および受益者に対して、訪問目的や、当団体の国際協力事業について基本的理念や選定・実施方法など概要の説明を行う。ただし現地訪問の時点で、支援を期待させないよう配慮する。

3-2. 実施計画の事前調整・修正

現地訪問を行った際に、パートナー団体と共に、プロポーザルにおける不明点を明確にし、事

業計画や予算について、必要であれば微調整や修正などを行う。

4. 事業の承認

審査委員会によって選ばれた事業計画は、理事会に提出され、承認を求める。理事会での承認をもって事業を実施することができる。事業の承認後には、承認されたことをパートナー団体に連絡する。

5. 事業実施スケジュールの確認

5-1. 事業内容および予算配分の確認

プロポーザルで提案された事業計画を基に、より具体的な活動内容、実施時期、予算計画を明確にした事業計画書（Action Plan）を、パートナー団体から提出してもらう。事業計画書には、いつ、どこで、誰が（事業の実施担当者、現地コーディネータ、村の活動家などの氏名）、何を、どのように、行うかの明記を含む。提出された事業計画書は再検討され、パートナー団体との協議とともに、必要であれば修正して、確定作業を行う。

5-2. 事業実施にかかる事前説明

事業実施に当たっての実施方法、契約内容、契約締結や資金供与の手続き、事業実施後の報告書の提出や定期的な連絡方法などについて、パートナー団体に対して説明し、合意を得る。

6. 契約の締結

・契約は、当団体とパートナー団体の契約担当者（代表および事務局長）の間で締結する。他方、パートナー団体については、事前に契約担当者の確認を行う。両団体において契約の代理人が必要な場合は、契約締結権威の委任状を取り付けてから締結する。

・覚書き(Memorandum of Understanding: MOU)の雛型（添付2.を参照）をもとに正式文書を作成し、両方で内容を事前に確認し合意する。

・覚書きには、最低限以下の点を含むこととする。

- 1) 基本事項（事業名、団体名、供与額、事業対象地、事業期間）
- 2) 事業の活動や資金の運用について計画の変更や中止があった場合の規定
- 3) パートナー団体から当団体に提出される事業に関する報告に関する規定
- 4) 資金管理や返金に関する規定

7. 資金供与

- ・契約締結後、当団体はパートナー団体への資金供与の手続きを速やかに行う。
- ・契約締結および資金供与の後、速やかに事業が開始されたかパートナー団体に確認する。
- ・資金供与に関する証拠書類は、適切に保管する。

【事業実施：事業の実施から終了まで】

当団体とパートナー団体との間で契約が締結された後、事業が実施される。

8. 事業の実施とモニタリング

国際協力事業を進めるにあたって、国際人権法、国際人道法、国連子どもの権利条約など、国際的に確立した条約や基準を順守する。

事業が実施されてから、実施過程においてその進捗状況を確認するため、モニタリングを行う。

8-1. モニタリングの目的

・モニタリングは、事業の実施過程において、計画と照らし合わせた上で、事業が計画通り実施されているか、目標は計画通りに達成される見込みはあるか、実施方法とその内容が適切であるか（効率的で効果的な実施方法がとられているか）、資金は適正に使用されているかを、パートナー団体と共に確認する。また確認された今後の課題と対応策を検討し、必要に応じて計画の微調整や修正を行うことを目的とする。

・資金が適正に使用されていないことが判明した場合は、計画通りに資金を使用し、事業を完了するよう、パートナー団体に対し書面にて申し入れる。申し入れに対しパートナー団体の改善が見られない場合は、資金の返還請求を検討する。なお、当団体は資金の返還請求の権限のあることを覚書きに明記する。

8-2. モニタリングの方法

モニタリングは、パートナー団体からの当団体へ提出される報告書の確認、対象地の現地訪問、パートナー団体との協議（面談、メールや電話などによるインフォーマルな連絡を含む）等によって行う。

8-3. モニタリングのための現地訪問

できる限り、実施中の事業に対するモニタリングのための現地訪問を行う。現地訪問では、対象地やパートナー団体を訪問し、受益者やその他関係者との話し合いなどを行って、事業の成果や課題等について確認する。

8-4. モニタリングの活用方法

モニタリングで確認された内容は、今後の国際協力事業の実施における教訓とし、改善を図る。また支援者や協力者に対する報告にも活用する。

8-5. モニタリングの視点

モニタリングを行う際には、対象地域における児童労働と教育の状況が分かる指標（就学年齢の児童の数、児童労働者の数、未就学児童の数、中途退学児童の数、就学児童の数等）を常に活用する。

9. 報告

事業に関する報告書は、進捗状況報告書(Mid-Term Progress Report)（添付3. を参照）および事業完了報告書(Project Completion Report)の雛型（添付4. を参照）をもとにパートナー団体が作成し、当団体へ提出される。また、報告書の提出規定については以下の点に留意する。

9－1．報告内容

- ・計画と照らし合わせた事業の進捗状況、目標達成度、課題等
- ・実施された研修やミーティング等の活動実績の記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように行ったかを含む）の内容と成果
- ・ケーススタディ（事業実施によって達成された、子どもに焦点を当てた成功事例）
- ・活動内容が分かる写真
- ・成果物（資金によって作成・配布されたパンフレット、ポスターなど）があれば添付する。

9－2．報告期間

- ・事業開始後には当団体が指定する頻度で、進捗状況報告書、事業完了報告書がパートナー団体から提出される。具体的な提出期日は契約書にて規定する。
- ・事業完了報告書は、事業計画を振り返っての目標の達成度、成果と今後の課題等を含む。

9－3．会計報告の基本原則

- ・会計報告は以下の基本原則を基に行われる。
 - 1）当団体が供与した資金に対する支出に対してのみ、その報告をする義務がある。
 - 2）活動内容ごとに分かりやすい費目であること。
 - 3）進捗状況報告書、事業完了報告書の提出と合わせて提出すること。
 - 4）提出の具体的な期日は契約書にて規定することとする。
 - 5）事業完了報告書には、事業全体の収支および残高の有無について報告をする。
- ・パートナー団体は、会計にかかる証拠書類（領収書）を保管しなければならない。当団体は、現地訪問を行った際に、領収書や会計簿などを確認し、報告どおりに資金が適切に管理されているか確認する場合があるため、その際パートナー団体はこれに応じなければならない。

10．事業終了後の評価

事業は結果の如何に関わらず、契約に規定された事業期間をもって終了とする。また、事業の終了に当たっては、当団体による事業の評価を行う。

10－1．評価の目的

- ・評価は、事業の終了間際あるいは終了後において、事業実施前と比較して、主に以下の項目について事業を客観的に精査し、そこから得られる教訓をその後の計画や、当団体の国際協力事業に活かしていくことを目的とするものである。
 - 1）事業の目標達成度、成果
 - 2）事業目的を達成するための計画内容および実施プロセスの妥当性
 - 3）事業のインパクト
 - 4）事業の課題
 - 5）事業の自立発展性、フォローアップの必要性
 - 6）資金の適切な運用
 - 7）国際協力事業全体におけるインパクトや意義

- ・評価結果から得られた教訓や提言は、今後のよりよい事業の形成、実施に結びつける。
- ・事業の成果等を公開することにより、関係者、支援者への説明責任を果たし、理解と協力を得る。

10-2. 評価の時期と方法

- ・評価は、事業の終了間際あるいは終了後に行う。
- ・評価は、パートナー団体から提出された事業の活動と会計に関する事業完了報告書、パートナー団体との協議、現地訪問等によって総合的に行う。
- ・また、できる限り **TOR (Terms and Reference)**を作成し、これをもって評価を行う。
 - 1) **TOR** は、評価を行う際に、限られた期間内に必要な情報を効率よく得るために事前に作成し、その関係者間で確認をし、活用するものとする。
 - 2) **TOR** に含める内容は、背景（事業概要、現状と課題）、目的、評価の手法、日程、実施者と役割、利害関係者、予算、評価事項、質問事項などである。
 - 3) 手順としては、パートナー団体からの報告書や情報を基に、パートナー団体と **TOR** を作成する。評価のための現地訪問を行う約 1 ヶ月前には **TOR** を完成させ、関係者（実施者および利害関係者）間で共有されていることが望ましい。**TOR** を活用しての現地訪問、パートナー団体との協議を行って、評価を行う。

10-3. 評価の活用方法

評価内容は、今後の国際協力事業の実施における教訓とし、改善を図る。また支援者や協力者に対する報告にも活用する。

【フォローアップ】

11. フォローアップ

11-1. フォローアップの目的

事業終了後も、小規模で短期間の補足的な投入により、事業の向上やより大きな効果の発現が期待できる場合に実施される事業をフォローアップ事業とする。またフォローアップには、事業の効果を測定するために必要な継続的なモニタリングが含まれる。つまり、事業の効果を継続して測定すると共に、最小限の投入を行うことにより、事業終了時の評価結果を補足し、事業の向上やより大きな効果を発現させることをフォローアップの目的とする。

11-2. フォローアップにかかる判断

- ・事業期間終了後も、事業のフォローアップが必要かどうか、事業終了前にパートナー団体と協議・確認する。パートナー団体が必要と判断した場合は、フォローアップに関するプロポーザルをパートナー団体が作成し、提出してもらう。当団体が提案する場合は、当団体がパートナー団体と共にプロポーザルを作成する。
- ・事業終了後のフォローアップの必要性の最終判断は、理事会に委任された審査委員会が責任を持って行う。

・フォローアップ実施の判断は、フォローアップに関するプロポーザル、パートナー団体からこれまで提出された事業に関する報告書、当団体による定期的なモニタリングおよび評価、特に事業終了時の評価結果を基に総合的に行う。その際、パートナー団体をはじめその他関係者間で協議を行い、その結果も踏まえる。

・フォローアップの実施可否は、遅くても事業終了から半年以内に、決定する。

1 1－3．フォローアップが必要かの主な判断基準

- 1) 事業の目的が十分達成されていない
- 2) 自立発展性が確保できていない（事業が計画通りにフェーズアウトができなかった、期間内に効果が定着しなかったなど）
- 3) 上記 1)あるいは 2)が確認され、追加投入によって事業の向上や効果の発現が見込める
- 4) 事業を継続するに当たって当団体とパートナー団体の財政・運営面で実施体制が整っている

1 1－4．フォローアップの方法

・フォローアップ事業を行う際には、その目的および目標達成度を図る指標、手法、活動内容に必要な資金や人の配置といった投入物、期間、評価事項等を明確に設定し、プロポーザルに明記する。

・当団体とパートナー団体間で、プロポーザルの実施計画について合意したあと、覚書きを作成しその契約締結を行う。

・実施後の評価は、パートナー団体から提出されたフォローアップ事業の活動と会計に関する報告書、パートナー団体との協議、現地訪問、現地に駐在する協力者によるモニタリング等によって総合的に行う。

・また、できる限り TOR(Terms and Reference)を作成し、これをもって評価を行う。

1) TOR に含める内容や作成の手順は、事業評価に活用する TOR（1 0－2．評価の方法を参照）と同様である。

2) 評価事項には、立案時の目標や事業完了時の評価を照らし合わせて、フォローアップ事業による目標達成度、効果、持続性、自立発展性を確認する。

3) 評価内容は、今後の国際協力事業の実施における教訓とし、改善を図る。

・フォローアップ事業終了後、報告書を作成し、支援者など事業関係者と共有する。

第3部 説明責任

1．事業の活動内容と資金に関する報告

当団体は、実施された事業において、その目的、進捗状況、成果、資金の用途などについて、事業関係者、支援者、一般市民に対して報告し、説明責任を果たす。

2．書類の管理

以下の関係書類を保管し、その保存期間を5年とする。

調査研究報告書の添付資料Ⅱ．ACE国際協力事業ガイドライン

- ・申請団体からのプロポーザル（実施されなかったものは除く）
- ・覚書き
- ・資金供与に関連する証拠書類（パートナー団体から資金の領収書等）
- ・パートナー団体から当団体へ定期的に提出される事業に関する報告書

以上

PROJECT PROPOSAL

Submitted on DD/MM/YY

Project Title: _____

Project Period: _____

Grant Requested: _____

Target Area(s): _____

Applicant Organization: _____

Contact Person: _____ / Title: _____

Email Address: _____

Skype name (if any) : _____

NGO Phone / Fax Numbers: _____

Address: (Street Address) _____ (City) _____

(State/ Country) _____ (postal Code) _____

In submitting a proposal, please send the following items.

- Copies of your organization's registration certificate
- Copies of the latest annual and audited reports
- Brochures, pamphlets, other materials
- Organizational chart with list of staffs and board members
- Maps indicating the location of the project site in the concerned state
- Photographs of the target area (if any)

1. Background and rationale of the project

1-1. Please explain why the project is needed by describing the child labour issue(s) at the national and state level with qualitative and quantitative data.

1-2. Please explain if there are any related projects already being done (by International Agencies, Government, local NGOs, etc.) in the concerned state and give justification of the proposed project.

2. Target area and group

2-1. Please give the situation analysis and problems to be addressed in the target area.

2-2. Please explain about the target beneficiaries and sectors of child labour you are addressing with the qualitative and quantitative data.

3. Objectives of the project

Please give the project objectives, main activities to achieve the objectives and the indicators in the matrix below. Please also give the means of verification for each indicator including total number of children, number of working children, number of out-of-school children, number of drop-out children, number of school-going children etc. If you have more project objectives, please add the items.

	Indicator	Means of Verification
Project Objective 1:		
Activity 1:		
Activity 2:		
Activity 3:		
	Indicator	Means of Verification
Project Objective 2:		
Activity 1:		
Activity 2:		

3-1. Please give the expected outcomes and impact of the project

4. Activity Plan

4-1. Please describe the activities and strategies to achieve the project objectives.

4-2. Please list-up the stakeholders those who will be engaged in the project in your organization, target group, local community, government, etc, and explain their responsibilities and specific roles as well as how they are mobilized under the project.

- 4-3. Implementation plan and timeline: Please explain how will you complete the activities described? (Exactly what resources and staff are needed?) When will you conduct or complete each activity? (Please plot all project activities across the total proposed length of the project.)

No.	Activities envisaged	In Months																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1																			
1.1																			
1.2																			
1.3																			
1.4																			
1.5																			
2																			
2.1																			
2.2																			
2.3																			
2.4																			
2.5																			
3																			
3.1																			
3.2																			
3.3																			
4																			
4.1																			
4.2																			
4.3																			
5																			
5.1																			
5.2																			
5.3																			
6																			

5. Monitoring and Evaluation Plan

5-1. Please describe how you will monitor and evaluate achievements and impacts of the project.

6. Sustainability of the project

6-1. Please explain how the impacts of the project will be sustained after ACE funding ends. Please describe your plan and strategy briefly.

7. Budget outline

7-1. Please give the detailed budget estimates in conformity with the planned activities. Please note this is a budget template only, and applicants may add or delete items as relevant to the operation of the proposed project.

Line Items	Unit Cost	Quantity	Total Unit Amount	Unit Cost, USD (\$)			Total Cost in INR
				ACE	Applicant	Other	
I. Salary							
II. Travel							
III. Project Activities							
IV. Miscellaneous							
Sub-total:							
Total Estimated Costs:							

Guidelines:

1. “Units” may be for example the number of months (for staff’s salaries, rent, etc.) or the number of items (for supplies, trainings, etc.).
2. Salaries should be based on a staff person’s total annual rate, with a certain number of units (months or weeks) charged to the proposed project.
3. Miscellaneous should be less than 20% of the total project budget.
4. Applicant will need to cover any necessary banking charges for the withdrawal of the fund, exchange of money, remittance of fund and/or others.
5. Applicant will need to open and keep accounting documents for the proposed project.

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
FOR
(NAME OF THE PROJECT)

BETWEEN (NAME OF ORGANIZATION)
(ADDRESS)

AND ACE (Action against Child Exploitation)
1-20-9-401 Higashiueno, Taito-ku, Tokyo 110-0015, Japan

This Memorandum of Understanding (MOU) is entered into by (NAME OF ORGANIZATION), hereinafter referred to as "Applicant", and ACE (Action against Child Exploitation), hereinafter referred to as "ACE" for the purpose of developing a partnership between the parties for the implementation of (NAME OF THE PROJECT) in:

(TARGET AREA OF THE PROJECT)

hereafter referred to as "Project".

The purpose of this agreement is to establish an effective partnership to provide effective financial support for a respectful delivery, monitoring, and evaluation of the project in accordance with the project proposal and budget plan submitted by Applicant.

A. As funding agency, ACE will:

1. Grant \$(NUMBER) (Approximately (NUMBER in Local Currency)) financial support for the requested projects by Applicant in the attached project proposal.
2. Monitor the progress and evaluate the result of Project based on the reports to be submitted by Applicant as well as the occasional site visit to the project area.
3. Reports the progress and results of the project to the members of ACE and other donors in Japan based on the reports submitted by Applicant as well as the results of site visit.

B. As project holder, Applicant will:

1. Provide ACE with an official receipt for the grant received.
2. Use grant properly and exclusively for the implementation of the Project and not to use the grant for purposes other than the implementation of the Project.
3. Be fully responsible for the effective implementation, monitoring and evaluation of the Project, provided that fund agreed by both parties is paid to the Applicant in accordance with the attached project proposal.
4. Submit the following reports on the progress of the Project;
 - A) two (2) project progress reports every (NUMBER) months after the Project start.
 - B) one (1) project completion report and financial report within one month after the completion of the project period as stated in this MOU.
 - C) informal monitoring reports that ACE may ask for during the implementation of the project.
5. Complete the Project within (NUMBER) months as stated in the attached project proposal.
6. Consult with and acquire prior agreement by ACE in case the Applicant wishes to;
 - A) change how the grant is spent from the budget plan stated in the attached project proposal,
 - B) change the activity plan of the Project,
 - C) suspend and/or terminate implementation of the Project,
 - D) extend the completion date of the Project,
 - E) return the grant to ACE,
 - F) mobilize any resource other than mentioned in the budget, particularly by other donors.
7. Cover the following expenses necessary for implementation of the Project;
 - A) additional fees and expenses that may require aside from the budget stated in the attached project proposal,
 - B) any necessary banking charges for the withdrawal/exchange of money, remittance of refund and/or others that will be required after the fund is remitted by ACE.
8. Return the grant residuum, if any, to ACE upon the completion of project activities in accordance with the attached project proposal.
9. Keep accounting documents that verify how the grant was spent for at least one year after the

completion of the Project.

10. Provide ACE with documents relevant to the Project including financial documents upon request by ACE.

11. Consult with ACE on any matter arising in connection with this agreement.

12. Recognize that ACE reserves the right to claim a refund of the grant in case the Applicant uses the grant for purposes other than the implementation of the Project, or when the Applicant suspends or terminates the implementation of the Project.

C. The total grant including remittance charge will be paid to the Applicant with single installment.

This agreement is entered into for the duration of the project (grant) period between DD/MM/YY and DD/MM/YY and may be modified at any time by mutual agreement.

NAME

POSITION, NAME OF ORGANIZATION

ADDRESS

Date

NAME

POSITION, ACE (Action against Child Exploitation)

1-20-9-401 Higashiueno, Taito-ku, Tokyo 110-0015, Japan

Date

Attachment 1: Bank information

Attachment 2: Project Proposal

Mid- Term Progress Report:

The first 6th Month: Period from DD/MM/YY to DD/MM/YY

Submitted on DD/MM/YY

Project Title: _____
 Name of Organization: _____
 Person Completing this Report: _____
 Address: _____
 Phone / Fax Number: _____
 Email Address: _____
 Skype name (if any) : _____
 Amount of the Fund Provided: _____
 Project Period: _____
 Target Area(s): _____

1. Progress of the Project

Note1: If you have more than 2 Target Areas, please copy section 1 for each target area to mention the same agenda and the information.

Note2: Please send the following items together with this report.

- Photographs of the project activities as well as spotlight stories.
- Brochures, booklets, etc, any materials made out of the project fund (if any)
- Articles, letters, etc, any documents related to the project (if any)

Target Area # : (Name of the Village)

1-1. Please give the project objectives, main activities to achieve the objectives and the level of its achievement using indicators in the matrix below. Please also indicate the means of verification for each indicator. For this report, include your overall **total numbers only** for each indicator. If you have more project objectives, please add the items.

	Before Intervention	The first 6 Months	Indicator	Means of Verification
Project Objective 1:				
Activity 1:				
Activity 2:				
Activity 3:				
			Indicator	Means of Verification
Project Objective 2:				
Activity 1:				
Activity 2:				

1-2. Summary of the main interventions/activities: (Please indicate the date and/or number of times of main activities carried out during the first 6 months, such as meetings, trainings, workshops, campaigns etc. Remarks can include the related information such as No. of participants, achievements, issues raised, etc.,)

Main Activities (meetings, trainings, workshops, campaigns etc)	Date/Month/Year and/or number of times	Remarks (# of participants, achievements, etc)

1-3. Improvements and Positive impacts as a result of Interventions:

1-4. Spotlight Stories: (Specific case stories of children and people involved in the project)

1-5. Challenges, Difficulties and Negative impacts faced during the project: (if any)

2. Changes from the Original Action Plan: (If you made any changes in the original action plan, please explain the details including the reasons.)

3. Prospects and plans for the future: (Please mention the prospects and plans for meeting the project target by the end of project period.)

4. Financial Report: (Please report the utilization status of the project fund.)

Items	Budget	Actual Expenses for this period	Balance
Total Amount			

4-1. Changes from the Original Financial Plan: (If you have any expenses which was not planned, please explain the details including the reasons.)

Signature: _____

Date: _____

Project Completion Report

Submitted on DD/MM/YY

Project Title: _____
 Name of Organization: _____
 Person Completing this Report: _____ / Designation: _____
 Address: _____
 Phone / Fax Number: _____
 Email Address: _____
 Skype name (if any) : _____
 Amount of the Provided Fund: _____
 Project Period: _____
 Target Area(s): _____
 Reporting Period: _____
 Project Period: _____

Note: Please send the following items together with this report.

- Photographs of the project activities
- Brochures, booklets, etc, any materials made out of the project fund (if any)
- Articles, letters, etc, any documents related to the project (if any)

1. Achievements and Monitoring of the Project

- 1-1. Please give the project objectives, main activities to achieve the objectives and the level of its achievement using indicators in the matrix below. Please also indicate the means of verification for each indicator. For this report, include your overall **total numbers only** for each indicator. If you have more project objectives, please add the items.

	Before Intervention	After Intervention	Indicator	Means of Verification
Project Objective 1:				
Activity 1:				
Activity 2:				
Activity 3:				
			Indicator	Means of Verification
Project Objective 2:				
Activity 1:				
Activity 2:				

1-2. Please summarize your target beneficiaries and major activities in the project.

1-3. Please explain the results of major activities by indicating data such as timing and number of meetings, trainings, workshops, number of people participated, issues raised at the meetings, achievements, etc.,.

Major Activities (meetings, trainings, workshops, campaigns etc)	Date/Month/Year and/or No. of times	No. of participants	Remarks (issues raised, achievements, etc)

1-4. Did you have any major changes from the original activity plan mentioned in the proposal? If YES, please explain the details including the reasons.

1-5. If you find any unexpected positive changes brought about by the project in the target area(s), please explain.

1-6. Please explain the challenges or difficulties faced during the project implementation in order to achieve the project objectives.

1-7. Do you think that impacts and achievements of the project will last after the completion of the project? Please explain including the reasons.

1-8. Please explain how you are going to follow up the project and its target area(s) after the completion of the project.

2. Spotlight Stories and Best Practices

- 2-1. Please give some specific case stories of children and people involved in the project. Please attach 2-3 photographs relating to the stories.

- 2-2. What parts of your project (think about your activities, methodologies, relationships, management, monitoring – all aspects of your project!) do you think could be considered as Best Practices?

3. Communication with ACE

- 3-1. Did you submit your six-monthly reports to ACE on time? If YES, please explain briefly how easy or hard was it to complete and submit the reports on time? If NO, why not?

- 3-2. Did you communicate with your ACE contact staff without any problems? If any, please explain briefly how easy or hard was it to contact these staff?

- 3-3. Please give comments, suggestions, or observations to improve the communication with ACE (if any).

4. Financial Report

- 4-1. Please report the utilization status of the **entire** project fund. Additionally, please note this is a financial report template only, and you may add or delete items as relevant to the operation of the project.

Particulars	Budget	Actual Expenses for entire project period	Balance
Receipt: Grant Received from ACE Other grants Contribution from organization			
Total			
Payments: 1. Salary 2. Travel 3. Project Activities 4. Other Direct Expenses 5. Miscellaneous Expenses			
Total			
Closing balance			
Total Amount			

- 4-2. If you have any expenses which were not planed in the original proposal, please explain the details including the reasons.

Signature: _____

Date: _____